

宇治茶園史概説

文學士 藤 田 元 春

一
我國史に茶の記事の見えたるは日本後記二十四

弘仁六年四月癸亥天皇幸近江國滋賀韓崎、中略

皇帝降輿、升堂禮佛、更過梵釋寺、停輿賦詩、皇太弟

及群臣和者多。崇福寺大僧都永忠、手自煎茶奉御、

施御被。

とあるを以て初見とすべし。元亨釋書に従へは僧都永忠は京兆の人、姓秋篠氏、寶龜三年の初入唐留學したる僧にして、延暦の季、使に従ひて歸る、弘仁七年夏四月庚子年七十四を以て没すとあれば、其茶を煎じて、嵯峨天皇に上りたるもの、或は自ら種を彼土に得て携へ歸りたるものなるや

もしれず。もし果して然りとせば延暦の頃既に我國に茶ありし也。日吉社神道密記には、茶の實唐より大師(傳教)求め持ちて歸朝、この所に植ゆとありて、日吉坂本には夙に茶園あり、この園は今に池上園と稱し我國最古の園なりと稱せらる。従つて永忠に非ずんば傳教圓珍等渡唐の留學僧がこれを前後して我國に移せしものと考ふべく、喫茶の事全く佛徒の手によりて其風を傳へたる也。嵯峨天皇は永忠の奉りしによりて感興を大にせられしものか、同書に、同年六月壬寅には令畿内並近江丹波播磨等國殖椹毎年獻之と記せり、思ふに永忠奉御以前既に僧侶の民間にありて彼土の風を學び、茶を嗜むものありしなら

んも茲に至つて始めて、其種の分布が政府の獎勵する所となり、更らに一段の進歩を呈せりと見るべし。

當時編纂せられたる凌雲集には、嵯峨天皇、秋日皇太弟の池亭に行幸ありて、院裏滿茶烟と賦したまひ、或は藤原冬嗣が閑居院に幸したまひて、吟詩不厭搗香茗とさへ吟じたまひしを見れば、單に煎茶のみにあらずして「ひき茶」の風亦存したりしやに拜承せらる。然れども其後經國集に藤原惟氏が、

山中茗早春枝、萌芽採擷爲茶時、中略 吳鹽和味味更美、物性由來是幽潔

など詠じたるを見れば、喫茶の法も亦彼國の風をうつし、ひき茶などの粉末に鹽などを混じて、恰も藥餌に類する用方も存したりしものゝ如く、今の世の喫茶の風とは其趣を異にせるものあり。

和名抄に茶碾子とあれば、ひき茶は夙に存し、

西宮記には御讀經の條に、

上卿依仰於陣定僧名中略、夏引茶仰内藏藥殿。

四位行香、五位六位 引茶甘葛煎所茶

と記し。又江家次第には

季御讀經事上卿一人著南殿。

例天喜四年三ケ日毎夕座、侍臣施煎茶衆僧、相加甘葛煎、亦厚朴生薑等隨要施之

とあれば、鹽を加ふるのみにあらず、引茶にも煎茶の中にも、甘葛煎又は原朴生薑のごとき辛味を和して腹せるを見るべく、藥殿の管轄にして、御讀經の儀に關しての儀禮たるに似たり。かゝれば當時の喫茶は全く藥餌の如きものにして、僧侶の如き特別階級の用ふる所にかゝり、一般の嗜好をひくに足らざりしものゝ如く、一時は殆どこれあるを忘れたるにちかゝりき。例令ば玉葉記す所の

承安五年七月四日の條に後白河法皇五十賀を、今度は偏へに康和例(白河天皇御賀)によらせられんきて

煎茶具任康和例可被調之、仁平而無之彼度物具等被求鳥羽御倉之處、已以紛失。仍今度開仁和寺圓堂、取出其具等可爲本様

と記せるが如き其例にして、鳥羽の御倉に納めたる茶器既に紛失してあらず、止むなく仁和寺圓堂に求めて本器をつくるといふに至つて、いかに茶事が儀式化して忘れられたるかを卜するに足らんか。

蓋し茶は嵯峨の朝に於て一時は其の流行を見んとしたるも、寛平六年遣唐使を停められてより、再びこの風を傳ふる留學僧の如きものも世に現はるゝことなかりしかば、自ら季御讀經に於ける僧侶への施與としてのみ儀式化して存し、藤原氏榮華の世に於ても、全く之を顧みるものなかりしが如く、源氏物語枕草紙など一言も茶を嗜むことの記事なき也。既にして時代は變遷して武家の世となれり。入宋の僧徒の歸り來つて再びこの風を傳

ふるあり、茲に新宗教の傳播と共に新に喫茶の時代を出現することゝなれり、而してその嚆矢をなすものを建仁寺の榮西とし、梅尾の高辨となす。

吾妻鏡建保二年二月四日の條には將軍實朝の二日酔に苦むや、榮西御加持を行ひ、良藥と稱して本寺より茶を進め、併せて茶徳を譽むる一卷を副ふるの記事あり。この書即喫茶養生記にして、建保二年春正月に叙したる著述の第一版を將軍に供し、こゝに將軍家の御感悦を得たる也。

高辨は一に明惠上人といひ梅尾に居る。或は入宋せりといひ、或は榮西につきて心訣を得たりと記す(元亨釋書)、入宋せるにはあらざりしものゝ如し。榮西の彼土より茶種を齎らし歸國するや(建久二年)、之を筑前の脊振山に植ゆ、世俗之を岩上茶といへり。既にして高辨其種をえて、之を山城梅尾に移植してより其名一世に高し。海人藻芥には、

葉上僧正(榮西)入唐の時重て茶種を被渡る、梅尾明惠
上人之を翫ふ。サレバ本の茶といふは梅の尾なり、非
こいふは宇治等の事也。

記し、近畿最初の茶園たりし梅尾は、所謂本茶と
して賞味の中心と化し、其他の産茶はすべて非茶
として區別せらるゝの風を生ずるに至れり、南北
朝の頃より、足利氏の初期にかけて、茶事に本茶
非茶の吟味を弄ぶことあり、武家の輩競ひて本茶
を重用せり、武家のみにあらずして地方人といへ
ども争ふて茶を梅尾に求めた事は狂言に播州の富
豪が人を遣はし梅尾に本茶を求めしめたるを、途
中にて奪ひとるを、仕組みたる「茶壺」といふも
のあるによりてこれを證すべし。

虎鬪師鍊の著せる異制庭訓往來の茶會の記事の
如きは、實に當時の武家の茶事を記して詳なれば
之を左に引かん、

沾洗二日、芳札遙絶思仰無極之處、擬曲水宴可有鬪茶

會之由承候。中略

異朝名山者、建溪蒙山、廬山浮梁、我朝名山者以梅尾
爲第一也。仁和寺、醍醐宇治葉室、般若寺、神尾寺、
是爲補佐、此外大和室尾、伊賀八鳥、伊勢河居(今云
河上)駿河清見、武藏河越茶皆是天下所指言也。

ごこの條、支那及日本の茶の産地を詳記して洩さ
ず、梅尾以外殆んど全國的に茶を産するの勢あり
寛喜四年(西紀一二三二)高辨没後、元亨(西紀一
三二二)に至る僅かに九十年にして、茶園の弘布
既に如斯し、以て一世の嗜好を見るに足らん、師
鍊は更らに進んで、茶の品種を論じて曰く、

仁和寺及大和伊賀の名所を處々の園に比すれば瑪瑙を
以て瓦礫に比するが如く、又梅尾を以て仁和寺醍醐に
比すれば、黄金を以て鉛鐵に對するが如し末流の名譽
あるを以て殊に本所の價値を振はしむ、之に依つて様
々の按排あり。

と記せり、蓋し地方の産は元亨當時、到底梅尾の産

に及ばず、故に之を按排して本茶にて非茶を混じて賣りたるものありしならん、これ價聲を振はしむと記せる所以なりとす。ついでこの文の最終に於て、

隨分の秘藏たりと雖も、深瀬、河上、小島、天狗谷、一瀬、外畑、岩出、門不見、橋返等各眞靈清江に入れて之を進め候御批判之後本銘を開かるべく當世様如此恐々謹言。

と記せり。こは當時香茶の遊あり。香を試むるに十炷香とて四種十封の香を聞きて勝負を争ひしと同様に、茶湯にも亦同じく十種茶、六色茶、四種十服、二種四服、三種釣茶等の名ありて、本非の産地名を飲みて判じあてる事の遊ありしたためにして勝敗を意想外に出でしめんがために、深瀬以下名苑の産を特に秘藏するものありしを語る也。

而してこの文の深瀬は栴尾の茶園にして小島は今の木幡、一頼は愛宕郡雲ヶ畑村、外畑は宇治の上流、滋賀縣外畑なるもの、如く、岩出、門不見、

橋返の三園に至つては今直ちに其の所在を明にしがたしと雖も、この記事によりて以て、當時好事の者が茶樹を適地に栽培して、いかにもして風味の持異なるものを出さんと、苦心せるの跡を窺知するを得べし。而して文中記す所の眞壺とは倭訓栞には茶壺をいふとあり。茶道筌蹄には、清江又は清香を以て呂宋の上品也といへり。我國にては江州信樂の茶壺を以て逸品として今日に及べるが、往々にして清香の文字を刻したるものあり、宇治上林春松氏所藏の茶壺に於て筆者は其一實例を見ることを得たり、これによりて庭訓往來の時代既に茶壺の如き、香味を保存すべきものとして特に其製作に苦心し、其の善惡を品隲するに鋭敏なりしを證すといふべし。

師鍊の弟玄惠又世人の知ることく文筆に長じ、喫茶往來の記あり、兄弟共に茶道を好めること常人に超へたり。されば其著述なる庭訓往來にも、

茶壺各柶尾高雄之茶袋中略、從上位至末座獻茶、次第不雜亂、或四種十服之勝負、或都鄙善惡之批判云々。

又本非已下之批判可備後日之稽古

と記し、茶湯には必ず本非を批判し、産地を飲みあて、勝負するための稽古を必要とするの風あるを語れり。

蓋し南北朝の初め頃より、足利氏初期には茶を弄びて、遂に之を賭博の一戯とまで、墮落せしめしもの、如く、博道隨筆にも其一種として記入さるゝ程にて、太平記天然寺建立の條には、武家の茶會酒宴に狂態をつくすを難じ、同書三十三には佐々木道譽の榮華をしるして、

茶の懸物に百物、百の外に又前引の置物なきして勝てば即之を已に入れず、其物を舉げて之を其席にある田樂白拍子等に投與せり。

と記しぬ。以て當時一般の流行を知るべく、これによりて茶園が、あらゆる山地に試みられて、

キ、チヤ試茶勝負の鼻を明かさんために苦心されたるの理由あるを認むべしとす。

思ふに庭訓往來時代の茶事は、喫茶養生の本道よりみれば、全く脇道にそれたるものなれども、これによりて喫茶が殆ど全國に流行し、民衆化したるの勢を速めた事は疑ふべからず、ついで足利義政洛外東山に退隱して東求堂に居り、同仁齋なる茶室を作り、屢茶宴を設け同朋真能、奈良稱名寺の僧珠光等を重用してより、茶道は更らに一轉機を見るに至れり、之と同時に柶尾を本茶としたる時代は過去に屬し、新たに我宇治茶の名天下に重きを爲すことゝなれり、以上述ぶる所たゞ要をつまむに止まれりと雖も、時代と共に茶事に變遷あり、元享年間に至りて宇治に茶あるを記すも未だ柶尾の本茶に及ばざりしを知るべし、蓋し十四世紀の初期宇治は猶其搖籃期にありし也。

宇治に茶園あるは其由來既に記せるが如し。元亨當時既に柵尾の副として仁和寺醍醐と共に其産ありしは疑ふべからず、同書の醍醐といひ、小島といひ、外畑といひ、すべてこれ宇治に近接し、今の宇治郡及久世郡東方に存する洪積期の段丘に培養されたる茶なれば、同様の地質地味が、夙に注目されたるを知ると雖も、其名まだ大に現はれざりしが、應仁文明の頃に至つて、はじめて本茶の位置を奪ふに至れり、當時の公卿にして博識の譽高き一條兼良公は、尺素往來を著して以てこの消息を明にせり曰く、

宇治者當代近來之御賞翫、柵尾者此間雖衰微之體候、名、下不虛之諺不可被思食忘者乎。彼兩所者久效浮梁領渚之俗、不劣於建溪趙州之風、自含雪乳月團之香而可具干懸鶯雀舌之味也。先被遣檢使於二方、暫就早晚之左右、可被定御出之前後歟。隨而眞壺二個遣之候、朝日並深瀬之走摘不散一葉可被納之候、又清香底入等

都合五ヶ候、關伽井、逆、外畑、小島、藤淵等之名苑(中略)一番茶可被收之候。

と、この文によりて明に當代將軍義政の宇治茶を重用したるを見るべく、朝日(宇治銘蘭の一)を以て柵尾の深瀬と相並びたる名園とし、之を一葉も散らさず收納すべきを告ぐるに於て、其品種の位置を明にせりといふべし、關伽井以下五ヶの園の中、外畑、小島二ヶ所の外は今日之を明にしがたきを恨むと雖も、宇治の朝日の産が柵尾よりも勝りしは疑ふべからず、故に蘭叔の酒茶論にも、近代好茶以宇治爲第一、柵尾山次之、本朝諺謂好茶者日數審者、又諺曰、至宇治茶有清音、餘皆濁音。と激賞するに至れり。

蓋し兼良は應永九年に生れ文明十三年に薨す、その關白となりしは義政將軍の五年にして其没したるは義政の卒去に先つこと九年、其一代は全く義政の一代と始終せるものなれば、當代近來の賞

翫といふは全く義政の時代をさせるものといふべし、果して然らば宇治に茶園あるは鎌倉時代末期（元亨）以來のことにして、其名を得たるは應仁文明の頃にありとせざるべからず。

然るに貝原益軒は扶桑記勝に於て、

鳥鼠同穴集に曰く、明惠上人茶實を宇治ミ樺尾ミにうミ、又一説に將軍義滿はじめて大内氏に命じて茶を宇治に植えさせらるミといふ、いまだ何の説を是とすべきを知らず。

どのべて、宇治の茶園が明惠上人に始まるといふ説と併せて義滿に初まるといふ説を記せり、異制庭訓往來にも既に宇治に茶の産あれば、義滿に初まるミといふは正しき見解にあらざるミこと明なりと雖も、宇治茶園の起源を記すものにして、この説をなすもの甚だ多し。

例令ば僧盤察の除睡抄の如き其の一例にして、或書云、義滿將軍伏見ニ在ル時夢ミ陸羽仙植ツ茗。大内氏

人（或云山名氏清）、宇治ニ植ツ茶種、其後森園、長井氏人製ツ茶其中ノ園云ニ朝日、京極家園云レ祝、云ニ奥山、近世上林等茶人丹波上林郷ヨリ來リ製ツ茶。

とのべたり、雍州府志にも亦、義滿羽仙を夢みて茗をこの地に植えしむと記し、宇治町の上林春松氏藏する宇治舊記にも、

鹿苑院殿此道を翫たまひ、伏見へ御遊行の時仙神なるもの御茶を進上す、上もなき茶なりミ御感ありて、それより無上ミといふ、即仙神御傳授有て、奉行千郎へ被仰付宇治の地へ移す也、御園は森の園、川下の園、武衛の園は朝日の園、京極の園は祝の園、奥の山園、山名の園は宇文字園已上六園の後上林の園を加へて七種の園ニ號す。

と記し、除睡抄の記事に一致する所多し。果して然らば義滿を俟ちて後、御園をはじめ、諸侯の自家園が出来たることトなる也、然れども羽仙を夢むるの記既に神怪にして後世之に籍つて作爲せし

やの疑なき能はず。現存せる他の記録に照合する時茶に無上といふ銘をつくるは義滿時代に非ずして、東山殿の時代なりといふがあれば、この記事必しも信憑すべからず、勿論良茶は一朝の栽培にて得らるべきものにあらず、少くとも四、五十年の古株よりよき芽を出すを摘取るにあらずんば香味なきことなれば、東山時代の良園が、それと同時に出来しとは考へられず、少くとも義政以前に茶園はありしならん。故にその起原を義滿の如き著名の將軍の命令に歸したきは人情なれば、或はこの植えしむとあるは、實は義滿の命によりて初めてこの地に御園を造らしめしものと考へられざるにあらずと雖も、今日に於て之を斷定すべき確證を有せず、恐らく御園の如き東山時代に始まりて其の精華を誇りたらんを、後人が強いて義滿に附會せしにはあらざるか。

上林春松家の外、宇治に上林味卜家あり、其末

裔を旅順工科大学教授上林一雄氏とす、氏の家に前代記録と稱する元祿頃の寫本あり、代官上林門太郎の覺書なるは、之を讀過して理解し得らるゝ所にかゝる。今同書に宇治茶の由來と頭して記す所實に左の如きものあり。曰く、

人皇百三代後花園院御宇公方義政公東山殿、此時代御茶の惣銘無上と書付申候、天正此紹應道珍と申數寄者に御茶の吟味被仰付候、道珍死去之後紹應宗易兩人被仰付候。

此時七種の銘蘭と申名を付けて昔の無上を極上と改申事。

七種の名園の歌。

森、祝、宇文字、川下、奥の山、朝日につゝ、
琵琶三こそきく。

註、この歌次嶺經にも出でたり同書には

「もり岩井うもし川下奥の山ふもこの朝日琵琶をひく也」

と、蓋し門太郎は上林掃部の嫡統にして味卜、春松はいづれも其支流たり、共に茶師を以て徳川氏

に仕へたるものなれば、春松の記録も門太郎の記録も共に有力なる参考資料たるを失はず。然れども義滿當時果して無上の銘ありしならんには、門太郎たるもの何ぞこれを手記せざるの理あらんや、予はこの見地よりして宇治舊記述ふる所の御園其他についても疑なき能はざる也、何となれば尺素往來に朝日の園あり、之を以て榎尾深瀬に比するを見れば、應仁時代、宇治に於て朝日こそ尤も古くして名あり、人口に膾炙せしならんも他の六園に至つては未だ現はれざりしと考へられざるにも非ざれば也、蓋しこの朝日の名は宇治彼方にある朝日山の地名に出で、川の北岸にありて、宇治本郷に存せず。他の六園は現に小字として今宇治町にあり、宇治町の南、平等院の東より南にかけて存する段丘上に位し、折居川と稱する砂川の左右に存する沖積地の畑地に於て其大部分を占め、

川下の園の如き實にこの小川の運びたる沖積土壌

の地先きにあるを以てこの名あり。(今東洋レイヨン會社の敷地に没入す) 森園の如き亦その附近にあり、今小字を森町といひ京都府茶業研究所を置けり。

然り而して靜かにこれらの園名を考ふるに、其地理的地名に關したる朝日、琵琶、奥山、川下の如き名を外にして、森といひ、祝といふの二者に至つては、何れも茶園を取扱ひし茶師の家名によりたるやの疑ひあり。門太郎手記前代記録によれば、

森道意ミ申者、信長公の御時代知行三百石取來同御茶仕立來候、權現様御時代御茶間違有之候間知行被召上候。

とあり、京都帝國大學文學部國史研究室所藏の上林文書には、この森家に關する記録少からず。例令ば、

當年茶詰事從來朝日何れも可相詰其以前に壺在所を出

事停止候也。

三月二十三日 秀吉朱印

上林掃部ごのへ

森彦右衛門ごのへ

(註) 古事類苑茶の湯の條下に、これと同一の文書を引きて家康朱印とある、蓋し本文書の寫し誤ならんか。

と記し、天正十七年宇治郷目録には、

宇治目録之事 (京大國史研究室所藏)

一 參千七拾二石 田島分

一 千九百八拾五石 茶園分

合 五千五拾七石之内

貳百四十石 上林御扶持

百五十石 茶園八町分米 同人御扶持

百八拾貳石 田島宗及

參拾石 田島藏坊

百石 自分茶園内にて 森

合 七百貳石

殘而貳千八百五石 田島

此免 八百五十五石

定米 千九百六拾參石五斗

千五百五拾石 茶園定米

却乃 三千五百石

右爲定請毎年可運上者也

天正十七年十一月二十日 秀吉朱印

上林掃部允ごのへ

とあり、別に同研究室には天正十六年七月及同十七年五月秀吉朱印の請取文書二通を藏し、上林掃部、森彦右衛門兩名の宛名を記せり。

寛政重修家譜に従へば上林掃部は天正十七年十一月十九日豊臣秀吉より山城國宇治郷の内にて茶園及び田畝三百九十石の地を充行はるとあり、爾來宇治郷に於て御茶頭取となれる家柄なれば、これを森氏に比して新參といふべく、自から舊家たる森彦右衛門の方に歴史ありしものとせざるべからず。宇治目録によれば當時上林の茶園は八町こ

の高百五十石を知行の中に有したるに比し、森の園は自分茶園内にて百石の免税とありて、免税地以外にも茶園廣かりし趣を示めずを以て老ふれば其所有茶園は必しも上林の園よりも劣りたるにはあらざりしものゝ如し。従つて天正十七年以前には上林と相並びて御茶頭取の列にあり、左の文書の如き、年號明ならずと雖も、その消息を明にせるものといふべし。

壹斤拾疋宛の茶五拾斤大津へ可進上申候、去年參せ候茶は惡候由候間念を入可然様ニ申付上可申候猶木下半介可申候也。

五月十八日 秀吉朱印

上林掃部さのへ
森彦右衛門さのへ

之を要するに、天正十七年十一月以前に於ては、森氏が上林と相並びたる御茶頭取なりしは疑ふべからず。かくて森氏の茶園なりしを以て、自から

森園といひしにあらざるか、果して然らば確然として森園の名あるは、織田氏の頃にありしものと見ざるべからず。後世其附近に存したる上林掃部の園を、若森の園と稱したるが如き、森園に對して後に出たる故の名ならずんばならず、祝園亦其西南にあり、これ又御袋御茶師の一家祝甚兵衛なるものゝ姓氏と若干の關係ありしものゝ如く、園を支配せるものゝ名が移りて國名となれるの好例なりとす。

これによりてこれを見れば宇治茶は元亨の頃、附近の小島(今の木幡)と共に非茶の産地なりしが尺素往來の編纂當時、宇治川の北岸、朝日園附近の茶まづ其聲譽を高め、其後宇治川の南岸に移りて森、祝、川下等の茶園に其良品を産するに至り、やがて織田氏の森道意を召しかゝふるの世となれるものといふべく、更らに豊臣秀吉の上林の園を賞翫するに至つて、こゝに七名園の名初めて定ま

りし也。従つてこの中に山名、京極、武衛等の園ありしや否やに至つては、今日に於ては之を證明するの手段なきなり。

然り而して宇治の名漸く天下に高く、朝日園の名、人口に膾炙するに至るや、近郷のもの宇治茶と稱して之を諸國に賣買するものあり。上林猶道氏著す所の宇治茶に當時の布告をのせたり。曰く

近里輩以在々所々茶、號宇治茶、於諸國恣令賣買事言語同斷次第也、所詮至如此之類者、堅致停止□又寄事於左右□□非分之儀者商賣續在之者相共可被加御成敗之由被仰出也仍執達如件。

永祿十三年三月二十八日

晴長書判

昭連書判

宇治惣中

これ實に當時の形勢を語るものにして、狂言茶壺が嘗て梅尾の本茶を播州者が求めたるに籍りて、之を仕組みたるに合せ考ふる時、東山時代、宇治

茶と稱して近里の茶商の諸國に出向したるは疑ふべからず。本書記す所の永祿十三年は四月二十三日改元して元龜といふ、信長が將軍義昭を助けて近畿を平定したるは永祿十一年のことなれば、信長の政治時代に入りて宇治茶商は政府の保護をうくるに至れるものと云ふべし。

爾後豊臣秀吉の茶を好むこと前代に過ぐるものあり、上林掃部の一族これに仕へて茶業に精勵し、其品種は更らに美味を加へしが、家康の政權を得たる後に於ても、掃部の弟又市、伏見城に於て戦死の效ありしにより其後相ついで、宇治の代官となり、御物御茶師と稱する階級を生じて御茶壺を進むるの特權を得るに至り、宇治は遂に天下第一の名産地として他國のもの之に追隨するを許さず以て維新の變革に及べり。

秀吉がいかにも上林掃部を愛し其の製品を重んじたるかは、現に上林春松氏所藏の左の文書により

て之を證するを得べし。

開茶並極上二袋到來候、森かたより越候茶の儀は壺口



を張かへ、葉茶等も

誦茶を入一段入念

候。森事は未わかき

もの、事候之間不入

念候共不及是非候、

其方儀は年も寄候之

間、別而可入念之處

若者におこり候儀は

秀吉ををろそかに存

候歟又は茶もよく候

ご申に付而まんし候

歟、虚候歟、こほれ

候茶可返遣候へ共其

段は不及是非候知行

をも一廉遣候間萬事可入精之處無沙汰之次第言語道斷

候尙細井中務少輔可申候也。

卯月十二日

秀吉朱印

上林掃部ごのへ

實にこの文書は秀吉がいかに茶を愛し、品位の

優良なるものを製出せしむるに苦心せるかを語る

ものといふべく、織田氏以來この地に代官たりし

森家のすゝむる所が却つて一段念を入れたるを告

げ、轉じて掃部の茶の粗雜なるを咎めては予をお

ろそかに存候かごまで立腹せり、しかも筆を轉じ

て茶もよく候ご申につきまんじ候歟ごのべて、上

林の進むる茶品の自から特徴あるを認めたが如

き、恩威併せて之をしめすの風あり、知行をも一

廉つかはしたるによりて萬事に精を入れよご命す

る所いかにも太閤の手紙らしく潤達豪放の氣分に

充ちて今更ながらその風貌を想見せしむるものあ

り。

かくて後上林の茶園は森の園に比して優良の品
を出すことゝ定まり、やがて家康の保護をうくる

に至つて、掃部の嫡流門太郎家の外に、新たに森の知行を召し上げて、掃部の姪上林又兵衛(又市の子)の家を引き立つるに至り、宇治は三百年、上林兩家の支配の下に御茶師なる特別階級をつくるに至れる也。

之に依りて之を見れば、宇治に茶を産する既に元亨にあり、尺素往來の當時朝日の名既に人口に膾炙して、梶尾の深瀬を凌駕せるを見れば、東山殿の時代に於てまづ川の北岸に將軍家近來の賞翫物を産し、やがて川の南にうつりて、足利末期に折

居川附近の洪積丘陵地に茶園を生じ、織田豊臣徳川の三代其後をうけて之を玉成せりと云ふべし。もしそれ上林の若森園、御茶師、御茶壺等の詳細に關しては筆者が將に刊行せんとする宇治誌に譲りて茲に之を省く、讀者の諒とせんことを乞ふ。

附言、さきに本稿を草し終りたる後、恩師三浦教授の指導を得て京大國史研究室に藏せらるゝ、上林文書を見ることを得、更らに拙稿を改訂することを得たり、附記して謝意を表す。(昭和二年八月)

百姓一揆の地方的分布に就て

經濟學士 黒 正 巖

從來の用語例に従へば、百姓一揆なるものは一種の暴動であつて、農民が團體を組み積極的暴力

によつて自己の利益を主張し、その生活を擁護せんとする破壊的示威運動と解せられ、従て百姓一